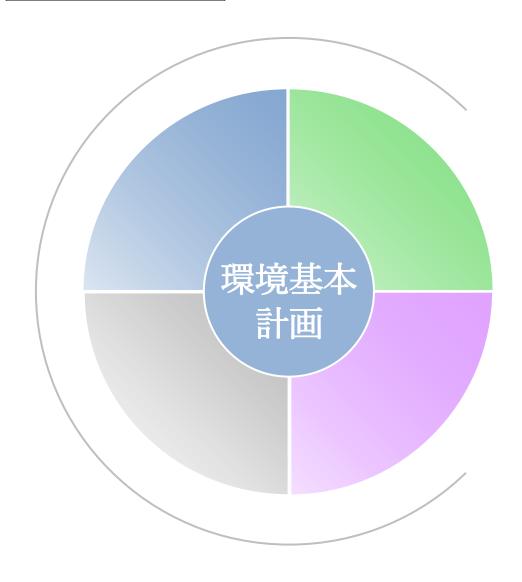
# 骨子案



2 0 2 1 ~ 2 0 3 0

亀山市

### 第 1章 亀山市環境基本計画について

- 1 本市の自然的経済的社会的条件・状況
- 2 背景と趣旨
- 3 位置付け
- 4 期間と見直し

### 第 2 章 基本構想

- 1 目指す環境の姿
- 2 目指す環境の姿の実現に向けて

## 第3章 取り組み方針

- 1 「共生」:人と自然の共生
- 2 「快適」:快適な生活環境の創造
- 3 「循環」:循環型社会の構築
- 4 「低炭素」: 低炭素社会の構築
- 5 「参画・協働」:参画と協働による推進

### 第4章 計画の推進

- 1 推進体制
- 2 進行管理

## 第 5 章 「共生」:人と自然の共生

- 1「共生」:人と自然の共生について
- 2 取り組み方針に係る目標と施策

### 第 6 章 「快適」: 快適な生活環境の創造

- 1「快適」:快適な生活環境の創造について
- 2 取り組み方針に係る目標と施策

### 第7章 「循環」:循環型社会の構築

- 1「循環」:循環型社会の構築について
- 2 取り組み方針に係る目標と施策

## 第8章 「低炭素」:低炭素社会の構築

- 1「低炭素」:低炭素社会の構築について
- 2 取り組み方針に係る目標と施策

### 第 9 章 「参画・協働」:参画と協働による推進

- 1「参画・協働」:参画と協働による推進について
- 2 取り組み方針に係る目標と施策

### 第1章 亀山市環境基本計画について

本章では、計画の前提となる本市の自然的経済的社会的条件・状況並びに計画 に関する基本的な事項である、計画の背景と趣旨、位置付け及び期間と見直しに ついて記載します。

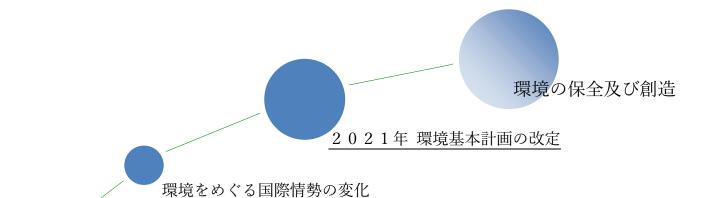
## 1 本市の自然的経済的社会的条件・状況

豊かな自然 ――

身近にある歴史文化

# 交通の要衝としての経済発展

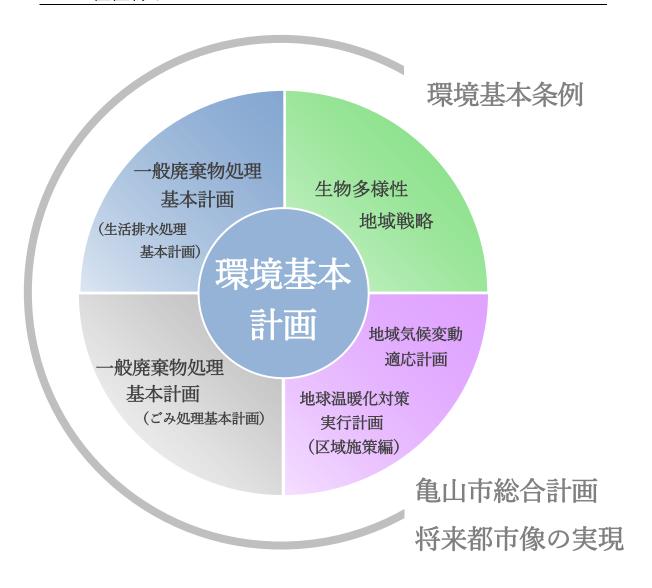
本市の自然的経済的社会的条件・状況を、「豊かな自然」・「身近にある歴史 文化」、「交通の要衝としての経済発展」の3つに特徴に整理します。



本市の環境に関する状況の変化

2005年環境基本計画の策定2014年環境基本計画の見直し

環境に関する世界・国内の大きな動きに対応するとともに、本市の環境に関する状況の変化を踏まえ、本市における環境の保全及び創造を一層推進するために必要な見直しを行い、本計画を改定します。



本計画は、亀山市環境基本条例(以下「条例」という。)第8条の規定に基づき策定するものであり、環境基本計画を中心に、環境関連の個別計画が相互に関係しながら、本市における環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、亀山市総合計画における将来都市像の実現を目指します。

## 4 期間と見直し

## 2021年度 — 計画初年度

•

V

 $\bigvee$ 

✓ 2025年度 — 見直しの検討

 $\bigvee$ 

\/

\/

## 2030年度 — 目標年度

本計画は、2021年度(令和3年度)を初年度とし、10年後の2030年度(令和12年度)を目標年度とします。

なお、社会情勢の変化や本市の環境に関する状況の変化を踏まえ、5年を目処 に見直しを検討します。

#### 第2章 基本構想

本章では、計画が目指す環境の姿を定めるとともに、目指す環境の姿を実現するための5つの基本目標を設定します。

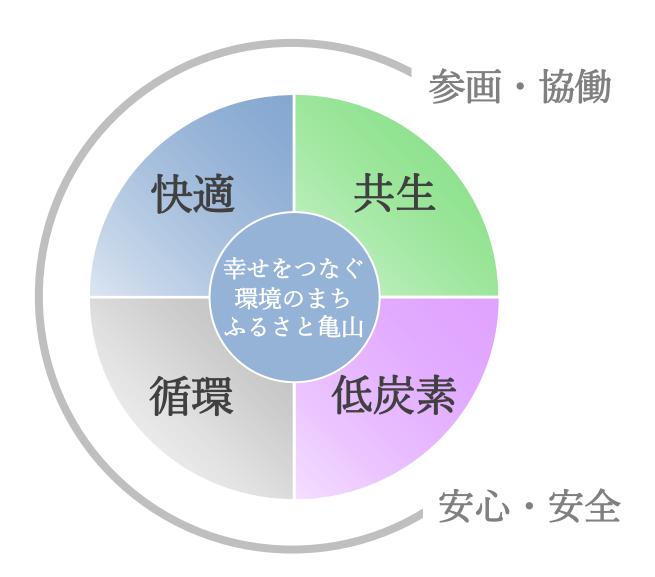
### 1 目指す環境の姿

# 幸せをつなぐ環境のまち

# ふるさと亀山

本市では2014年(平成26年)の見直し以降、「幸せをつなぐ環境のまち ふるさと亀山」を目指し、各種施策に取り組んできました。

この目指す環境の姿は、本市が長期的に実現すべきまちの姿を現したものであり、今後も継続して取り組みを続ける必要があることから、今回の改定においても引き続き「幸せをつなぐ環境のまち ふるさと亀山」を目指す環境の姿とします。



目指す環境の姿「幸せをつなぐ環境のまち ふるさと亀山」を実現するため、 環境に関して「共生」「快適」「循環」「低炭素」の4つの基本目標を設定すると ともに、そのための取り組みを「参画・協働」により進めていきます。

また、これらの基本目標の達成に向けた取り組みを進めることにより、めざす 環境の姿に係る日々の生活における「安心・安全」の確保に繋げていきます。

### 第3章 取り組み方針

本章では、各基本目標に係る現状と課題を整理するとともに、それらを踏まえ た取り組み方針を定めます。

# 1 「共生」: 人と自然の共生

### 取り組み方針

「知る・感じる」(生物多様性について学ぶ・認識する。)

「守る・創る」(生物多様性を保全・創造する。)

「受け取る」(生物多様性の恵みを享受する。)

# 2 「快適」: 快適な生活環境の創造

### 取り組み方針一

「美しいまちをつくる」(まちの美観を維持・向上する。)

「環境と経済を両立する」(環境に配慮した事業活動を促進する。)

「きれいな水を守る」(生活排水対策を推進する。)

## 3「循環」: 循環型社会の構築

### 取り組み方針

「減らす」(ごみの量を減らす。)

「再使用する」(繰り返し使う。)

「再利用する」(資源として再び利用する。)

「適正に処理する」(適正にごみを集めて処理する。)

## 4 「低炭素」: 低炭素社会の構築

### 取り組み方針

「減らす」(温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量を減らす。)

「再生可能エネルギーを活用する」(再生可能エネルギーの導入を促進する。)

「適応する」(気候変動の影響による被害を回避・軽減する。)

# 5 「参画・協働」: 参画と協働による推進

### 取り組み方針

「学ぶ」(環境教育・環境学習を推進する。)

「みんなで進める」(関係者が協働して取り組む。)

# SDGs

### -世界を大きく変える道しるべ



SDGs(エスディージーズ・持続可能な開発目標)は、2015年9月の 国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に 記載された2016年から2030年までの国際目標です。

SDGsは、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のター ゲットから構成されており、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを基本理念としています。 本市においても、SDGsの趣旨を尊重し、SDGsの達成に向けた取り組みを推進していきます。



## パートナーシップで目標を達成しよう

## 経済に関する目標









## 社会に関する目標













## 自然に関する目標









#### 第4章 計画の推進

目指す環境の姿「幸せをつなぐ環境のまち ふるさと亀山」の実現に向けてこの計画に基づく取り組みを進めるための、推進体制及び進行管理の方法について定めます。

### 1 推進体制

#### (1) 庁内体制

関係部署との緊密な連携と調整のもと、PDCAサイクルに基づく進行管理 を行うことによって継続的に取り組みを推進します。

#### (2) 亀山市環境審議会及び亀山市廃棄物減量等推進審議会

市民、行政、事業者、学識経験者等、多様な主体により構成される亀山市環境 審議会及び亀山市廃棄物減量等推進審議会に必要に応じて意見を求め、より効 果的な計画の推進を図ります。

### 2 進行管理

本計画における施策の達成に資する事業等を整理するとともに、成果指標の 達成状況を毎年度確認し、その結果に応じて取り組み方法等を検討することで、 着実な計画の推進を図ります。 第5章 「共生」:人と自然の共生(亀山市生物多様性地域戦略を含む。)

### 1 「共生」:人と自然の共生について

### (1) 位置付け

本章では、基本構想における基本目標『「共生」:人と自然の共生』を達成する ための取り組み方針に係る目標と施策を記載します。

また、本章「共生」、第1章「亀山市環境基本計画について」及び亀山市環境 基本計画(資料編)を併せて、生物多様性基本法第13条の規定に基づく、本市 の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計 画(亀山市生物多様性地域戦略)として位置付けます。

また、本章「2 取り組み方針に係る目標と施策」、「守る・創る」(生物多様性を保全・創造する。)」の一部を、亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境等を守り継ぐ条例第3条の規定に基づく鈴鹿川等源流域の保全等に関する施策を総合的に策定し、計画的に推進するための計画として位置付けます。

#### (2)対象とする区域

対象とする区域は、亀山市全域とします。

第6章 「快適」: 快適な生活環境の創造

(亀山市一般廃棄物処理基本計画(生活排水処理基本計画)を含む。)

### 1 「快適」:快適な生活環境の創造について

### (1) 位置付け

本章では、基本構想における基本目標『「快適」:快適な生活環境の創造』を達成するための取り組み方針に係る目標と施策を記載します。

また、本章「快適」、第1章「亀山市環境基本計画について」及び亀山市環境 基本計画(資料編)を併せて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定 に基づく、本市の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(亀山市一般廃棄物処 理基本計画(生活排水処理基本計画))として位置付けます。

- (2) 生活排水処理基本計画に係る生活排水の発生量及び処理量の見込み
- (3) 生活排水処理基本計画に係る生活排水の処理主体
- (4) 生活排水処理基本計画に係る維持管理体制

第7章 「循環」:循環型社会の構築

(亀山市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)を含む。)

1 「循環」:循環型社会の構築について

#### (1) 位置付け

本章では、基本構想における基本目標『「循環」:循環型社会の構築』を達成するための取り組み方針に係る目標と施策を記載します。

また、本章「循環」、第1章「亀山市環境基本計画について」及び亀山市環境 基本計画(資料編)を併せて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定 に基づく、本市の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(亀山市一般廃棄物処 理基本計画(ごみ処理基本計画))として位置付けます。

- (2) ごみ処理基本計画に係るごみの排出量及び処理量の見込み
- (3) ごみ処理基本計画に係る資源化量及び資源化率の見込み
- (4) ごみ処理基本計画に係る分別して収集するものとした一般廃棄物の種類 及び分別の区分
- (5) ごみ処理基本計画に係るごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

#### 第8章 「低炭素」:低炭素社会の構築

(亀山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び亀山市地域気候変動適応計画を含む。)

### 1 「低炭素」:低炭素社会の構築について

#### (1) 位置付け

本章では、基本構想における基本目標『「低炭素」:低炭素社会の構築』を達成 するための取り組み方針に係る目標と施策を記載します。

また、本章「低炭素」、第1章「亀山市環境基本計画について」、第7章「循環」及び亀山市環境基本計画(資料編)を併せて、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項の規定に基づく、本市の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策を定めた計画(亀山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編))及び気候変動適応法第12条の規定に基づく、本市の自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るための計画(亀山市気候変動適応計画)として位置付けます。

#### (2)対象とする区域

対象とする区域は、亀山市全域とします。

- (3)対象とする温室効果ガス
- (4) 基準年度

(5) 温室効果ガス (二酸化炭素) 排出量の状況、将来推計及び削減目標

第9章 「参画・協働」:参画と協働による推進

## 1 「参画・協働」:参画と協働による推進について

### (1)位置付け

本章では、基本構想における基本目標『「参画・協働」:参画と協働による推進』 を達成するための取り組み方針に係る目標と施策を記載します。